





徳島県 富田浜 第二駐 車場	普通自動 車	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	八月十二日から同月十五日ま での期間	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	八月十二日から同月十五日ま での期間	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	二輪車及 び普通自 動二輪車
			休日の午 前十時か ら午後七 時までの 間に入庫 した場合	休日の午 前十時か ら午後七 時までの 間に入庫 した場合	休日の午 前十時か ら午後七 時までの 間に入庫 した場合	休日の午 前十時か ら午後七 時までの 間に入庫 した場合	休日の午 前十時か ら午後七 時までの 間に入庫 した場合	休日の午 前十時か ら午後七 時までの 間に入庫 した場合	休日の午 前十時か ら午後七 時までの 間に入庫 した場合
徳島県 幸町駐 車場	普通自動 車	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	八月十二日から同 月十五日までの期 間を除く期間の休 日の午前十時から 午後七時までの間 に入庫した場合	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	八月十二日から同 月十五日までの期 間を除く期間の休 日の午前十時から 午後七時までの間 に入庫した場合	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	次の場合を除く場合 を 除 く 期 間	二輪車及 び普通自 動二輪車
			駐車一時 間まで	駐車一時 間まで	駐車一時 間を超え る時間	駐車一時 間まで	駐車一時 間を超え る時間	駐車一時 間を超え る時間	駐車一時 間を超え る時間
			二十分	二十分	二十分	二十分	二十分	二十分	二十分
			一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
			-	-	-	-	-	-	-
			入庫の時から 十二時間まで	入庫の時から 十二時間まで	入庫の時から 十二時間まで	入庫の時から 十二時間まで	入庫の時から 十二時間まで	入庫の時から 十二時間まで	入庫の十二時 間までこと 六〇〇円
			八 円	八 円	八 円	八 円	八 円	八 円	八 円
			以後の十二時 間までこと 八〇〇円	以後の十二時 間までこと 八〇〇円	以後の十二時 間までこと 八〇〇円	以後の十二時 間までこと 八〇〇円	以後の十二時 間までこと 八〇〇円	以後の十二時 間までこと 八〇〇円	以後の十二時 間までこと 八〇〇円

備考

- その一及びその二の表において、「大型自動車」とは道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車（長さが五・〇メートル以下、高さが二・四メートル以下及び幅が二・一メートル以下のものを除く。）及び大型特殊自動車をいい、「普通自動車」とは同条に規定する普通自動車、準中型自動車（長さが五・〇メートル以下、高さが二・四メートル以下及び幅が二・一メートル以下のものに限り、）及び小型特殊自動車をいい、「大型自動二輪車」とは同条に規定する大型自動二輪車をいい、「普通自動二輪車」とは同条に規定する普通自動二輪車をいう。

- その一及びその二の表において、「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する

法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日をいう。

3 利用時間にその一及びその二の表に定める単位に満たない端数が生じた場合の当該端数の利用時間は、これらの表に定める単位の利用時間として計算するものとする。

## 二 適用

1 令和五年四月一日前に開始し、同日の指定管理者が徳島県駐車場に掲示して指定する時刻（以下「指定時刻」という。）までの間に終了する徳島県駐車場の利用については、当該利用の開始から終了までの全ての期間を通算し、一のその一の表を適用する。

2 令和五年四月一日の午前零時から指定時刻までの間に開始し、及び終了する徳島県駐車場の利用については、一のその一の表を適用する。

3 令和五年四月一日の指定時刻以後に終了する徳島県駐車場の利用（同日の午前零時から指定時刻までの間に開始した徳島県駐車場の利用にあつては、当該利用の開始から終了までの全ての期間の利用）については、一のその二の表を適用する。

4 1から3までに定めるもののほか、一の利用料金の額の適用について必要な事項は、知事と指定管理者とが協議して定める。